

## 復興特別所得税に関するお知らせ

平成 23 年 12 月 2 日、「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」が公布され、平成 25 年 1 月 1 日より平成 49 年 12 月 31 日までの間（25 年間）、基準所得税額に対して 2.1% で復興特別所得税が付加されることとなりますのでお知らせいたします。

なお、当行で取扱う金融商品における個人のお客さまの税金は、下表の通りです。

【表】個人のお客さまにかかる金融商品の税金

種類	税金	現在	平成 25 年 1 月以降	平成 26 年 1 月以降	平成 50 年 1 月以降
国内公募株式投資信託の分配金・譲渡益等	税率	<b>10%</b>	<b>10.147%</b>	<b>20.315%</b>	<b>20%</b>
	所得税	7%	7%	15%	15%
	地方税	3%	3%	5%	5%
	復興特別所得税	—	0.147%	0.315%	—
国内公募公社債投資信託の分配金、外国公募公社債投資信託の分配金等	税率	<b>20%</b>	<b>20.315%</b>		<b>20%</b>
	所得税	15%	15%		15%
	地方税	5%	5%		5%
	復興特別所得税	—	0.315%		—
預金・公共債・外国債券の利子	税率	<b>20%</b>	<b>20.315%</b>		<b>20%</b>
	所得税	15%	15%		15%
	地方税	5%	5%		5%
	復興特別所得税	—	0.315%		—

以上

- ・本資料は作成時点における法令その他の情報に基づき作成されていますが、今後の改正等により、取り扱いが異なる場合があります。
- ・本資料の説明にかかわらず、お客様の個別の状況に応じて、取り扱いが異なる場合があります。個別具体的なケースにかかる税務上の取り扱い等につきましては、税理士・税務署等にご相談ください。